

## 能登町特定事業主行動計画の一部改訂について（変更点）

### 1 男性の育児休業取得率の目標変更

「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に係る男性の育児休業取得率の政府目標の前倒しに伴い、当町の特定事業主行動計画における通知目標を下記のとおり変更します。

#### 【数値目標】（計画10ページ）

改正前	男性の育児休業取得率・・・5.0% 男性の育児休業取得期間・・・1ヶ月以上
改正後	令和7年までに 男性の育児休業取得率・・・85.0% 男性の育児休業取得期間・・・1週間以上

### 2 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等の取組追加

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）に基づく、事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、行動計画策定指針の一部を改正する告示の公示（令和3年2月24日付）に伴い、下記の取組を追加します。

#### 【取組事項】（計画12ページ）

##### ⑦ 不妊治療を受けやすい職場環境づくり

- ・仕事と不妊治療の両立ができるよう、不妊治療について職場での理解を深めるとともに、各種休暇制度等の利用可能な制度の周知を図り、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図ります。